

# 平成25年度 第1回荒川区子ども・子育て会議

## 次 第

日時：平成25年12月13日（金）

14時30分～16時30分

会場：サンパール荒川5階第7集会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 区長あいさつ

### 3 委員の委嘱・任命

### 4 委員の紹介

### 5 会長及び副会長の選任

### 6 荒川区子ども・子育て会議について

### 7 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度について
- (2) 荒川区の乳幼児と子育て関係施策の現状と推移について
- (3) 荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の概要について
- (4) その他

## 配付資料

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | 荒川区子ども・子育て会議委員名簿  |
| 資料2   | 荒川区子ども・子育て会議条例  |
| 資料3   | 荒川区子ども・子育て会議運営要綱  |
| 資料4   | 子ども・子育て支援新制度について  |
| 資料5   | 荒川区の乳幼児と子育て関係施策の現状と推移について                                     |
| 資料6   | 荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の概要について                            |
| 参考資料1 | 荒川区次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成24年度の実施状況<br>及び平成25～26年度の取組・目標について     |
| 参考資料2 | 荒川区次世代育成支援行動計画（後期計画）の重点的な取組みに係る<br>平成24年度の実施状況の評価と今年度の取組みについて |

# 荒川区子ども・子育て会議 委員名簿

資料 1

平成25年12月13日  
第1回荒川区子ども・子育て会議

No	氏名	所属等
1	長島 啓記	早稲田大学教育・総合科学学術院教授 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
2	恵美須 文枝	亀田医療大学教授 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
3	丸島 高三	元秋草学園短期大学講師 学校法人丸島学園理事長
4	香川 昭男	全国・東京都公立小学校児童文化研究会顧問 前北豊島幼稚園園長 現評議員 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
5	春田 一典	荒川区医師会総務理事
6	藤間 知永	荒川区私立幼稚園等保護者
7	根本 良子	荒川区立幼稚園保護者
8	福井 順子	荒川区私立保育園保護者
9	道林 祐子	荒川区立保育園保護者
10	伊藤 文子	公募委員
11	川出 美華	公募委員
12	渡辺 とし子	社会福祉法人上智社会事業団理事長
13	高橋 系一	学校法人道灌山学園理事長
14	千田 公隆	荒川区私立幼稚園等協会会長
15	山本 真理恵	荒川区立幼稚園園長会会長
16	小西 睦子	荒川区私立保育園園長会会長
17	佐々木 真理子	荒川区立保育園園長会幹事
18	瀬川 章子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
19	佐藤 安夫	副区長

平成 25 年 12 月 13 日  
第 1 回荒川区子ども・子育て会議

荒川区子ども・子育て会議条例を公布する。

平成 25 年 10 月 10 日

荒川区長 西 川 太 一 郎

荒川区条例第 33 号

荒川区子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 荒川区内に住所を有する子どもの保護者
- (3) 荒川区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。  
(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。  
(庶務)

第10条 会議の庶務は、子育て支援部において処理する。  
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。  
附 則

(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において荒川区規則で定める日から施行する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年荒川区条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。 (1)から(14)まで (略) <u>(15) 荒川区子ども・子育て会議</u> 会長である委員 <u>2万2,100円</u> 学識経験者である委員 <u>1万9,800円</u> <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> (略) <u>(18)</u> (略) <u>(19)</u> (略) <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略)</p>	<p>(報酬の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。 (1)から(14)まで (略) <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> (略) <u>(18)</u> (略) <u>(19)</u> (略) <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略)</p>

平成 25 年 12 月 13 日  
第 1 回荒川区子ども・子育て会議

## 荒川区子ども・子育て会議運営要綱

平成 25 年 11 月 29 日  
25 荒子字第 2927 号  
( 副 区 長 決 定 )

( 趣 旨 )

第 1 条 この要綱は、荒川区子ども・子育て会議条例(平成 25 年荒川区条例第 33 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、荒川区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

( 会議の傍聴 )

第 2 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 20 人以内とする。ただし、会議会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

( 傍聴の手続等 )

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区子ども・子育て会議傍聴券(別記様式。以下「傍聴券」という。)の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議の当日に先着順 1 人 1 枚を交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

4 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

( 傍聴できない者 )

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの(張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ類等)を所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 写真等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音、録画等をしている者

(5) 前 4 号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

( 傍聴人の遵守事項 )

第 5 条 傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

- (2) 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
  - (4) みだりに席を離れないこと
  - (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと
- (傍聴人の退出)

第6条 会長は、条例第9条の規定により会議を公開することが適当でないと認めたとときは、会議の途中であっても傍聴人に退場を命ずることができる。

- 2 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前2項の規定により会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催の1週間前までに公表する。

- 2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会議名
- (2) 日時
- (3) 開催場所
- (4) その他会議に必要な事項

(資料の配布)

第8条 会議に用いる資料は、出席した委員にのみ配布するものとする。

(会議録等)

第9条 会長は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

- 2 会議録及び会議において配布した資料は、公開する。ただし、条例第9条による非公開とされた会議のほか、会議において非公開とされた資料については、公開しない。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

# 子ども・子育て支援新制度について

平成25年12月13日  
第1回荒川区子ども・子育て会議

# 新制度の概要

## 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 新制度の目的

質の高い幼児期の学校教育  
及び保育の総合的な提供

保育の量的拡大及び  
教育・保育の質的改善

地域の子ども・  
子育て支援の充実

## 新制度のポイント

認定こども園、幼稚園、保育園  
を通じた「施設型給付」の創設

小規模保育等の新たな認可制度  
と「地域型保育給付」の創設

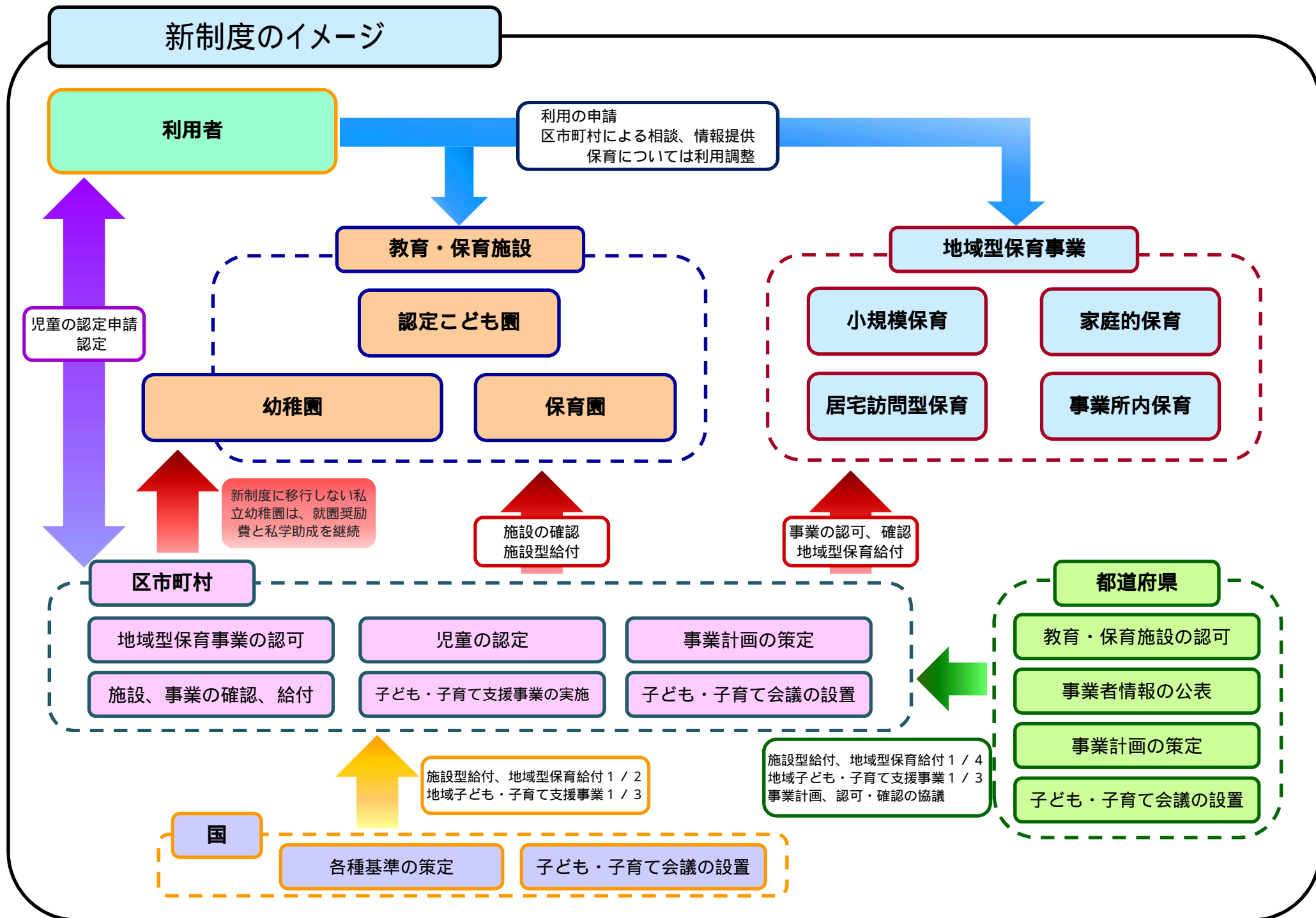
地域子ども・子育て支援事業  
(法定13事業)の充実

給付の対象として児童の認定と  
施設・事業の確認制度の創設

自治体の子ども・子育て支援  
事業計画の策定

子育てに関する意見を聴取するた  
めの子ども・子育て会議の設置

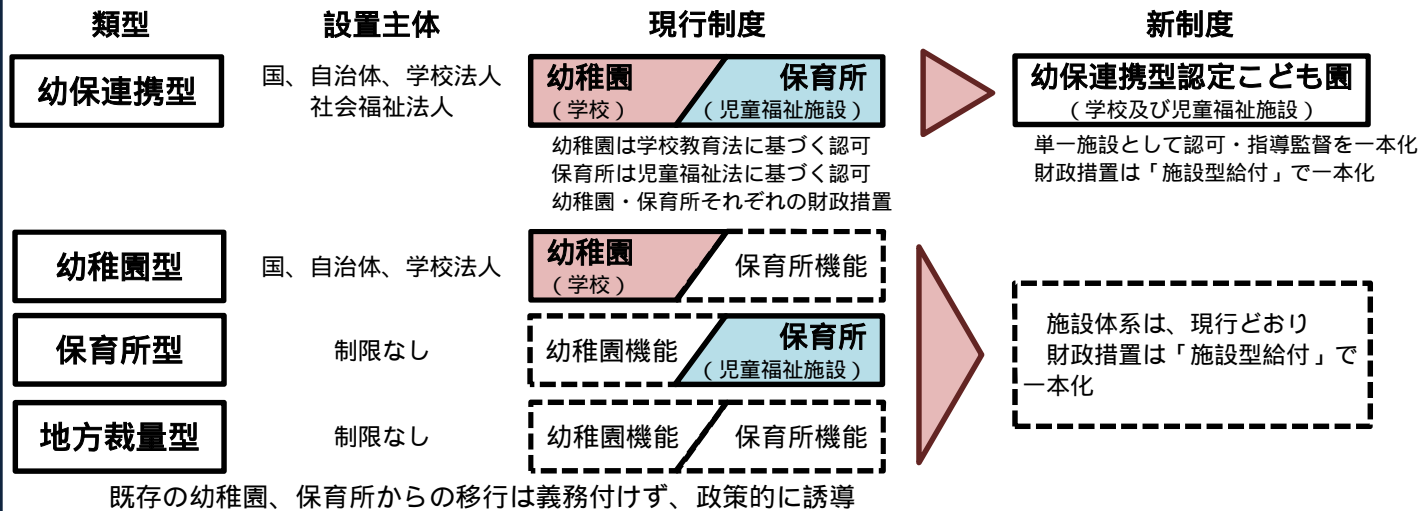




# 教育・保育施設と地域型保育

## 教育・保育施設

### 認定こども園



### 幼稚園

設置主体：国、自治体、  
学校法人等

### 保育所

設置主体：自治体、  
社会福祉法人等

## 地域型保育事業

事業種別	認可定員	設置主体	備考
小規模保育	6～19人	自治体、民間事業者等	保育所認可基準を下回る事業について、新たに地域型保育事業として認可基準を設定
家庭的保育	5人以下	自治体、民間事業者等	保育者の居宅にて家庭的な雰囲気の下、少人数を対象に保育を実施
居宅訪問型保育	1人が基本	自治体、民間事業者等	保育者が利用する子どもの居宅にて保育を実施
事業所内保育	保育所の規模による	事業主	企業が主として従業員の子どものために設置した施設のうち、地域の子どものにも保育を提供

# 認定と確認

## 児童の認定制度

保護者の申請を受けた区市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給。

認定区分	教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上の小学校就学前子ども
	満3歳以上・保育認定（2号認定）	満3歳以上の小学校就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
	満3歳未満・保育認定（3号認定）	満3歳未満の小学校就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

保育の必要性の認定基準については、国が作成した認定基準を基に区市町村が条例で制定。

認定基準	事由	保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
	区分	長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
	優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

## 施設・事業の確認制度

認可を受けた施設・事業に対し、区市町村が事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認し、給付費を支払。

確認基準は、国が定める基準（従うべき基準と参酌すべき基準）を踏まえ、区市町村が条例として制定。

従うべき基準：利用定員

施設・事業の運営に関する事項であり、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに健全な発達に密接に関連するもの

施設・事業の教育・保育に関する情報の報告及び公表義務付け。

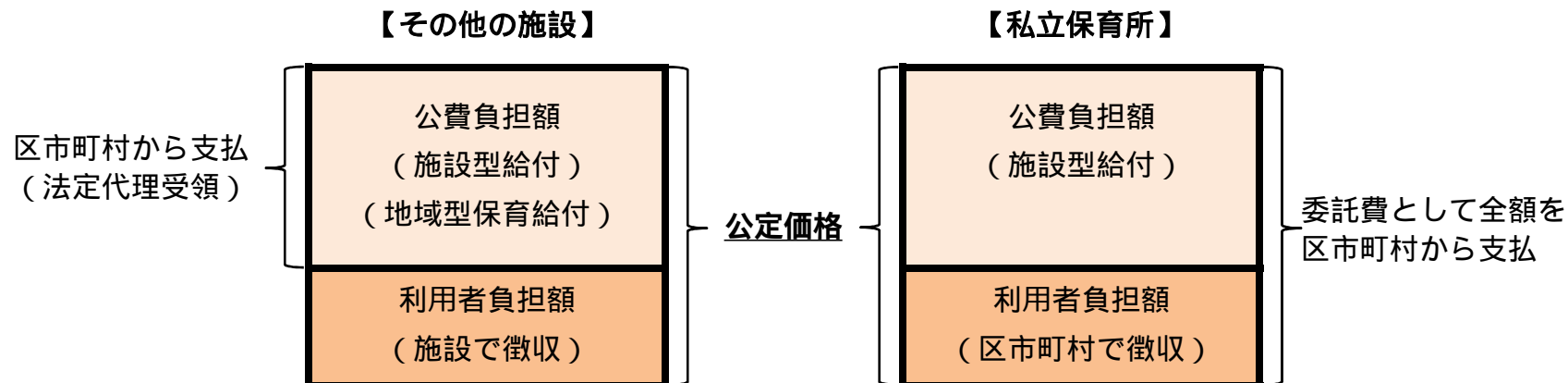
### 国の検討体制

事項	概要	検討の場
利用定員	・各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理 ・基本指針（事業計画）と密接に関連	子ども・子育て会議
運営基準	・給付の対象施設・事業として運営上求められる基準について整理 ・認可基準と密接に関連	基準検討部会
業務管理体制	・適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理	基準検討部会
情報公表	・給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理 ・基本指針と関連	子ども・子育て会議

# 公定価格と給付、利用者負担

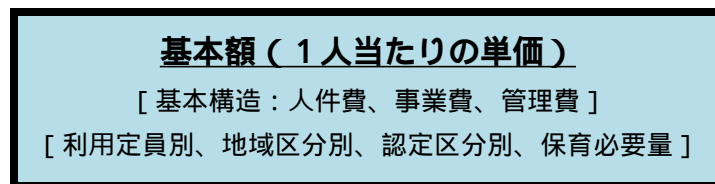
区市町村の確認を受けた施設・事業に対して、施設型給付、地域型保育給付を支給。

イメージ図-1



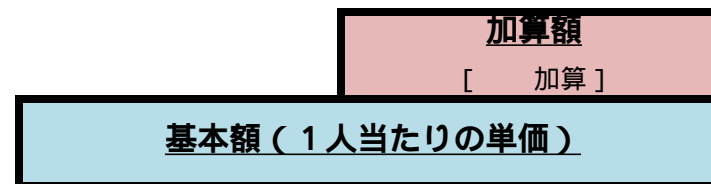
イメージ図-2

## 【公定価格（基本額）イメージ】



利用定員別：施設の規模による経費構造の違いを考慮  
 地域区分別：地域別の人件費等の違いを考慮  
 認定区分別：年齢、保育の必要性に係る区分を考慮  
 保育必要量：保育の必要量を考慮

## 【公定価格（加算）イメージ】



地域固有の経費や、教育・保育の提供に当たっての経費の性質等を踏まえた政策的な費用等について検討

公定価格は、「認定の区分」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額とされ、26年度4～6月に仮単価が提示される予定。

## 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	区実施
利用者支援（新規）	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う	
地域子育て支援拠点事業	子どもや保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供・助言、講習等を行う	
妊婦健診	必要に応じて区市町村が妊産婦に対して健康診査を行う	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対する関係機関との調整等を行う	
養育支援訪問事業 その他、要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行うほか、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る	
子育て短期支援事業	「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」保護者が、疾病・疲労など身体・精神・環境上の理由により養育困難となった場合等に保護を適切にできる施設で養育・保護を行う（原則7日以内） 「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」保護者が、仕事その他の理由により平日夜間や休日に不在となった場合等に保護を適切にできる施設で児童を預かる	
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預り等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う	
一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所その他の場所で一時的に預かる	
延長保育事業	保育所において11時間の開所時間を超えて保育を行う	
病児・病後児保育事業	子どもの急病の場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育する、又は保育中に体調不良となった子どもを保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う	
放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、健全育成を図る	
実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	詳細未定	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	詳細未定	

# 子ども・子育て支援事業計画 - 1

## 事業計画の概要

すべての区市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び同法に基づく基本指針に記載されている子ども・子育て支援の意義を踏まえて5年を1期（平成27年4月～32年3月）とする事業計画を作成。  
計画作成段階において子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこと又は市町村間の調整、一定期間ごとに市町村と都道府県の協議・調整。  
幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況に利用希望を踏まえ、量の見込みを設定し、計画を作成。

## 必須記載事項

### 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

### 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・区域ごとに、計画期間内の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を設定。
- ・0歳、1～2歳、3～5歳の区分ごとに設定。
- ・0～2歳の保育利用率について、計画期間内における目標値を設定。

### 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定。

### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

- ・区域ごとに、計画期間内の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。
- ・「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定。

### 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・認定こども園の普及に係る考え方。
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策。
- ・保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携。

## 子ども・子育て支援事業計画 - 2

### 任意記載事項

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保  
 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携  
 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### その他

子ども・子育て支援事業計画の作成は、量の見込み及び確保方策を26年9月中にとりまとめ、26年度中に作成。  
 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、アウトプット、アウトカムの両面から毎年度点検・評価、公表。  
 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況にかい離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直し。

### 想定スケジュール

	平成25年度									平成26年度									
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
ニーズ調査の実施	← 調査準備		調査実施・集計			← 詳細分析													
事業計画の策定	← 区域・量の見込みの検討									← 確保方策等について検討			← 中間とりまとめ			← パブリックコメント 最終調整			確定
都・区市町村との調整	← 区域・量の見込みの調整									← 確保方策等の調整			← 最終調整						
荒川区子ども・子育て会議																			



# 新制度のスケジュール

## 制度施行までの概ねのスケジュール

年月	25												26												27			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
国の作業日程	基本指針				基本指針の提示								関係政省令の交付	公定価格の骨格を提示				公定価格の設定										
	認可・確認基準																											
	支給認定基準																											
	地域子ども・子育て支援事業																											
事業計画	ニーズ調査		調査準備				実施・集計				詳細分析																	
	事業計画						区域・量の見込み検討				確保方策等の検討				中間とりまとめ				パブコメ、最終調整		確定							
	都等との調整						区域・量の見込み調整				確保方策等調整				最終調整													
地域型保育事業の認可基準										認可基準の検討				条例案の検討、条例制定				認可事務の開始										
施設・事業の確認基準										確認基準の検討				条例案の検討、条例制定				確認事務の開始										
支給認定基準										認定基準の検討				条例案の検討、条例制定				認定事務の開始(11月幼稚園、12月保育園)										
放課後児童クラブの運営基準										運営基準の検討				条例案の検討、条例制定														
子ども・子育て会議										第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回		第8回				



# 荒川区の乳幼児と子育て関連施策の 現状と推移について

平成25年12月13日  
第1回荒川区子ども・子育て会議

# 荒川区の乳幼児の状況の推移

(単位：人)

事項名		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
人口 (外国人登録含む)	総人口	191,001	191,903	194,550	198,413	202,288	204,473	205,127	206,152	207,130	
	対前年増加率	-	100.5%	101.4%	102.0%	102.0%	101.1%	100.3%	100.5%	100.5%	
	0～5歳人口	8,606	8,493	8,771	9,121	9,322	9,632	9,888	10,155	10,274	
	対前年増加率	-	98.7%	103.3%	104.0%	102.2%	103.3%	102.7%	102.7%	101.2%	
	0～5歳人口率	4.5%	4.4%	4.5%	4.6%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%	
保育所等	認可保育所	在籍数	2,787	2,891	2,994	3,112	3,153	3,324	3,447	3,589	3,829
		対前年増加率	-	103.7%	103.6%	103.9%	101.3%	105.4%	103.7%	104.1%	106.7%
	認証保育所	在籍数	124	127	153	151	185	238	320	336	383
		対前年増加率	-	102.4%	120.5%	98.7%	122.5%	128.6%	134.5%	105.0%	114.0%
	家庭福祉員	在籍数	36	26	33	52	84	85	96	90	105
		対前年増加率	-	72.2%	126.9%	157.6%	161.5%	101.2%	112.9%	93.8%	116.7%
保育所等計	在籍数計	2,947	3,044	3,180	3,315	3,422	3,647	3,863	4,015	4,317	
	対前年増加率	-	103.3%	104.5%	104.2%	103.2%	106.6%	105.9%	103.9%	107.5%	
	保育所等利用率	34.2%	35.8%	36.3%	36.3%	36.7%	37.9%	39.1%	39.5%	42.0%	
幼稚園等	公立幼稚園	在籍数	523	490	453	557	603	598	614	700	723
		対前年増加率	-	93.7%	92.4%	123.0%	108.3%	99.2%	102.7%	114.0%	103.3%
	私立幼稚園 (類似施設含む)	在籍数	1,659	1,631	1,748	1,790	1,683	1,633	1,638	1,689	1,677
		対前年増加率	-	98.3%	107.2%	102.4%	94.0%	97.0%	100.3%	103.1%	99.3%
	幼稚園等計	在籍数計	2,182	2,121	2,201	2,347	2,286	2,231	2,252	2,389	2,400
		対前年増加率	-	97.2%	103.8%	106.6%	97.4%	97.6%	100.9%	106.1%	100.5%
幼稚園等利用率	25.4%	25.0%	25.1%	25.7%	24.5%	23.2%	22.8%	23.5%	23.4%		
在宅育児	人数	3,477	3,328	3,390	3,459	3,614	3,754	3,773	3,751	3,557	
	対前年増加率	-	95.7%	101.9%	102.0%	104.5%	103.9%	100.5%	99.4%	94.8%	
	在宅育児率	40.4%	39.2%	38.7%	37.9%	38.8%	39.0%	38.2%	36.9%	34.6%	

基準日：各年度5月1日

公立認可保育所には、汐入こども園長時間分を含む。また、公立幼稚園には、汐入こども園中・短時間分を含む。

# 荒川区の現状

## 1 荒川区の乳幼児の状況

(単位：人)

事項	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人口 A	1,733	1,795	1,736	1,665	1,692	1,653	10,274
認可保育所在籍数	272	607	728	751	760	711	3,829
認証保育所在籍数	69	141	110	27	19	17	383
家庭福祉員保育数	15	58	32	-	-	-	105
保育実施数計 B	356	806	870	778	779	728	4,317
保育実施割合	20.5%	44.9%	50.1%	46.7%	46.0%	44.0%	42.0%
公立幼稚園在籍数	-	-	-	199	276	248	723
私立幼稚園在籍数(類似施設含む)	-	-	-	553	556	568	1,677
幼稚園在籍数計 C	-	-	-	752	832	816	2,400
幼稚園在籍割合	-	-	-	45.2%	49.2%	49.4%	23.4%
在宅育児数 = A - B - C	1,377	989	866	135	81	109	3,557
在宅育児割合	79.5%	55.1%	49.9%	8.1%	4.8%	6.6%	34.6%

基準日：平成25年5月1日

## 2 荒川区の子育て関連施設・事業及び学童クラブ・放課後子どもプラン

施設名	施設数	施設名	施設数
公立認可保育所	15園	公立幼稚園	9園
公設民営認可保育所	9園	私立幼稚園(類似施設含む)	5園
私立認可保育所	8園	認定こども園短時間分	1園
認可保育所計	32園	幼稚園計	15園
認証保育所	12園	ふれあい館	13館
認定こども園長時間分	1園	ひろば館(児童館)	3館
認証保育所計	13園	地域子育て交流サロン	12カ所
家庭福祉員	35人	親子ふれあいひろば	16カ所
学童クラブ	25カ所	子ども家庭支援センター	1カ所
放課後子どもプラン	11校	母子生活支援施設	1カ所

基準日：平成25年4月1日

公立認可保育所には、汐入こども園長時間分を含む。また、公立幼稚園には、汐入こども園中・短時間分を含む。

## 荒川区の子育て関連施設・事業の推移

(単位：カ所，人)

事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
公立認可保育所数(汐入こども園長時間分含む)	15	15	15	16	16	16	15	15	15	
公設民営認可保育所数	5	5	5	5	5	5	6	6	9	
私立認可保育所数	6	6	6	6	6	6	7	8	8	
認証保育所数	8	10	10	9	10	11	11	11	12	
家庭福祉員数	-	-	23	26	29	35	37	35	35	
公立幼稚園数(汐入こども中・短時間分園含む)	8	8	8	9	9	9	9	9	9	
私立幼稚園数(類似施設含む)	7	7	7	7	7	7	6	5	5	
地方裁量型認定こども園数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
ふれあい館数	4	5	5	6	6	7	8	11	13	
ひろば館数(児童館)	9	8	8	7	7	7	6	3	3	
地域子育て交流サロン	開設カ所数	2	4	4	5	8	9	11	11	12
	乳幼児利用者数	7,592	13,523	17,896	22,590	27,729	35,628	38,849	37,664	
	保護者利用者数	6,817	12,605	16,005	19,663	24,687	32,262	34,831	33,315	
	利用者数計	14,409	26,128	33,901	42,253	52,416	67,890	73,680	70,979	
親子ふれあいひろば	開設カ所数	3	9	10	10	10	10	11	13	16
	乳幼児利用者数	-	-	-	-	59,074	54,836	61,072	80,956	
	保護者利用者数	-	-	-	-	52,477	46,940	52,118	69,332	
	利用者数計	-	-	-	-	111,551	101,776	113,190	150,288	
学童クラブ	開設カ所数	21	23	24	24	24	25	25	25	25
	登録児童数	1,096	1,130	1,230	1,362	1,462	1,364	1,254	1,229	1,234
放課後子どもプラン	開設カ所数	-	-	1	2	3	6	7	9	11
	登録児童数	-	-	196	315	550	1,094	1,513	2,123	2,446

基準日：各年度4月1日

公立認可保育所には、汐入こども園長時間分を含む。また、公立幼稚園には、汐入こども園中・短時間分を含む。

地域子育て交流サロン、親子ふれあいひろば利用者数については、各年度の総計

## 荒川区の子ども・子育て支援事業 - 1

### 子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業

国事業名	区事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	地域子育て交流サロン	保育所8カ所、公共施設2カ所、空き店舗1カ所、民家1カ所の計12カ所で実施 原則3歳未満の子どもとその保護者を対象に交流スペースの提供、相談、情報提供等を実施 3カ所において、理由を問わない一時預かりを週1回2時間実施
妊婦健診	妊産婦健康診査	妊婦健康診査受診に係る費用の一部を助成（妊婦健康診査14回、超音波検査1回）し、健康管理に努め、親子の障害予防を図る
乳児家庭全戸訪問事業	妊産婦・新生児訪問	若年齢初妊婦及び生後4か月までの乳児と産婦を保健師等が訪問し、育児不安や孤立化を防ぐとともに、要支援家庭に対して関連事業の紹介や関係機関との調整を行う
養育支援訪問事業 その他、要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援訪問事業 要保護児童対策地域協議会	・虐待のリスクの高い家庭に対し、家事・育児のヘルパーを派遣するとともに、保健師や相談員が訪問し、支援を行う ・子どもや家庭に係わる関係機関のネットワーク強化を目的とした要保護児童対策地域協議会を運営、機能強化を図る
子育て短期支援事業	ショートステイ事業	区内の母子生活支援施設において、一時的に養育が困難になった2歳から中学生までの子どもを養育・保護する（原則7日以内、日帰り利用可）
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	生後6か月から小学生までの子どもで残業、通院等で一時的な預かりを必要とする利用会員と子どもを預かる提供会員間を調整し、地域の子育て支援を推進する
一時預かり	一時保育事業	専用スペースのある保育所11カ所、定員の空枠で対応する保育所12カ所で実施 生後6か月から就学前までの子どもで社会的、私的な理由により一時的な預かりを必要とする子どもを保育所にて子どもを保育を実施
延長保育事業	延長保育事業	満1歳から就学前の子どもで、希望する保護者の申込みにより11時間保育後に1時間の延長保育を実施
病児・病後児保育事業	病後児保育事業	保育所2カ所で実施 満1歳から就学前までの子どもで、病気の回復期にあるが集団保育が困難で主治医が認めた者を対象に専用保育室で保育を実施
放課後児童クラブ	学童クラブ	小学校併設14カ所、ひろば館・ふれあい館併設8カ所、保育所併設1カ所、都営住宅内1カ所で実施 小学1～3年生の子どもで、保護者の就労等により昼間、家庭において適切な保護を受けられない者を対象に生活と遊びの場を提供

## 荒川区の子ども・子育て支援事業 - 2

### その他の主な子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要
親子ふれあいひろば	児童館機能を持つひろば館3館とふれあい館13館で実施 就学前の子どもとその保護者を対象に遊びと交流のスペースを提供と子育てに関する相談を実施
あらかわキッズコール24	妊産婦及び6歳までの子どもの保護者を対象に、妊娠や育児に関する相談に対して、24時間365日フリーダイヤルによる電話相談窓口を設置
緊急一時保育事業	生後3か月から就学前の子どもで、保護者の急病、出産、死亡等一時的かつ緊急の場合に、定員の空枠の範囲内で原則1か月(最長3か月)子どもの保育を実施
私立幼稚園等預かり保育補助	私立幼稚園等6園で実施 区内の私立幼稚園等が預かり保育(延長保育)を実施する場合に、その経費の一部を補助
産後支援ボランティア助成事業	原則生後6か月までの子どもを養育する家庭で、その養育が困難な場合にボランティアを派遣し、沐浴や買い物の手伝い等を実施する団体に補助
ツインズサポート事業	満2歳以下の双子を養育する家庭にタクシー利用料金を補助 満5歳以下の双子を養育する家庭に在宅育児支援事業利用料金の一部を補助
認証保育所等保護者負担軽減補助	認証保育所等に子どもを通わせている保護者に保育料の一部を補助することにより、利用促進と経済的負担の軽減を図る
私立幼稚園保護者負担軽減補助	私立幼稚園等に子どもを通わせている保護者に保育料の一部を補助することにより、就園機会の拡大と経済的負担の軽減を図る
保育料等の第3子以降免除	保育サービスを利用する第3子以降の子どもの基本保育料が無料となるよう、認可保育園については免除、認証保育所等については施設・事業に対し補助
年末保育	保護者の就労等により、12月31日まで保育を必要とする子どもを対象に、年末保育を実施
放課後子どもプラン	小学生を対象に、学校の余裕教室等を活用し、安全安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の協力の下、遊び、勉強、スポーツ、文化活動、地域交流活動等を実施



# 荒川区の保育施設



認可保育所 32園

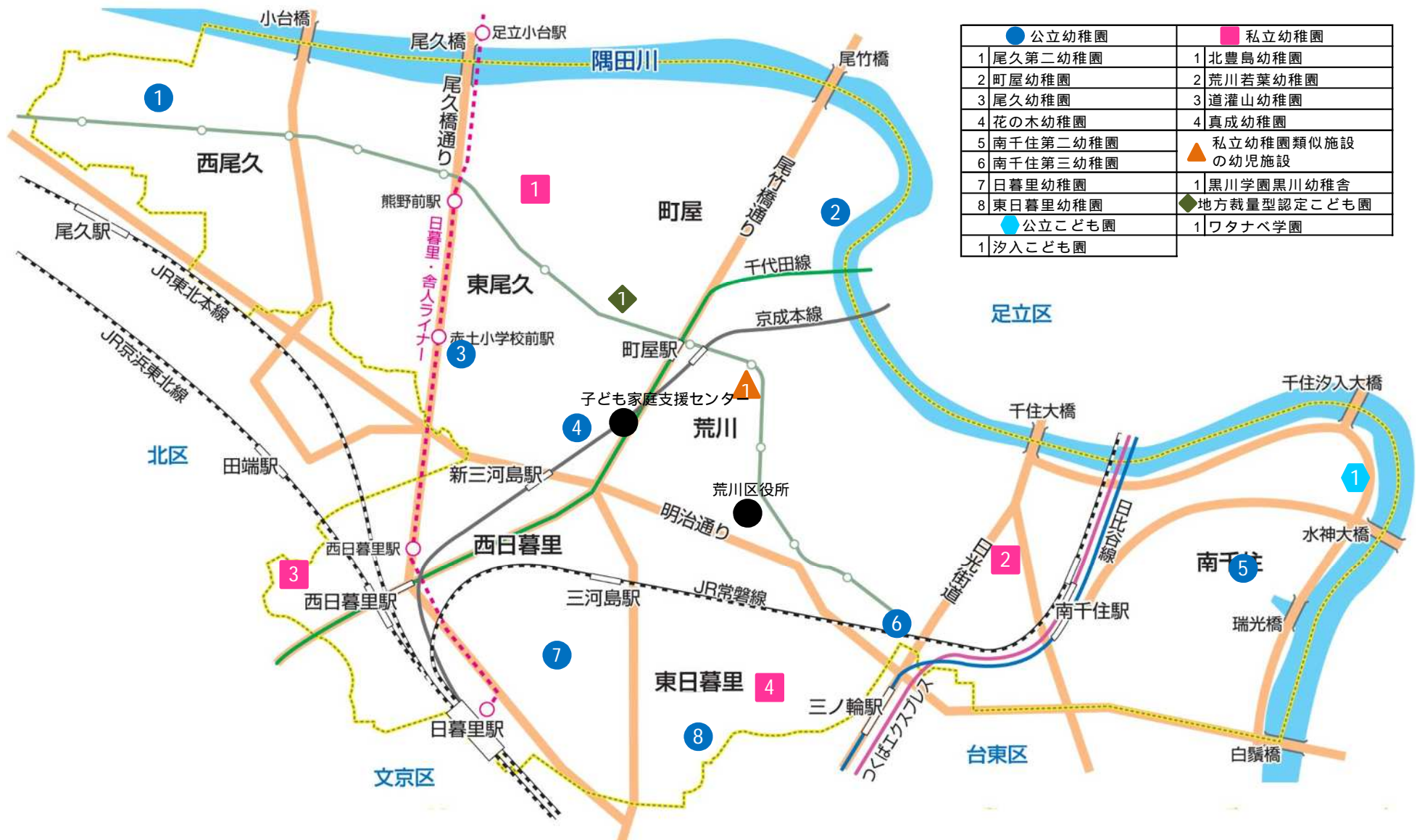
認証保育所 12園

地方裁量型認定こども園 1園

家庭福祉員 35人

基準日：平成25年4月1日

# 荒川区の幼稚園(類似施設含む)



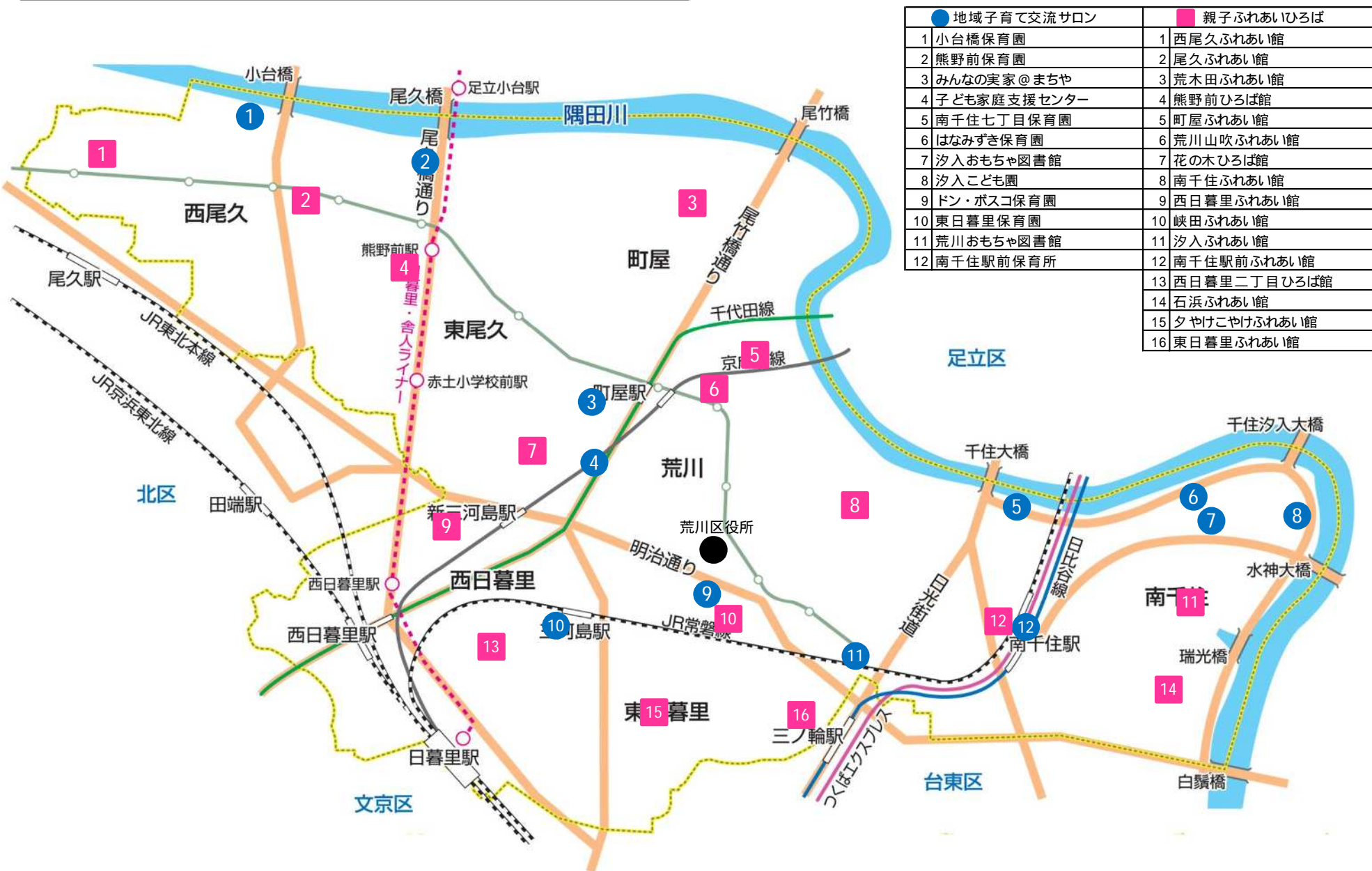
● 公立幼稚園		■ 私立幼稚園	
1	尾久第二幼稚園	1	北豊島幼稚園
2	町屋幼稚園	2	荒川若葉幼稚園
3	尾久幼稚園	3	道灌山幼稚園
4	花の木幼稚園	4	真成幼稚園
5	南千住第二幼稚園	▲ 私立幼稚園類似施設の幼児施設	
6	南千住第三幼稚園		
7	日暮里幼稚園	1	黒川学園黒川幼稚舎
8	東日暮里幼稚園	◆ 地方裁量型認定こども園	
● 公立こども園		1	
1	汐入こども園	1	
		ワタナベ学園	

幼稚園 13園    幼稚園類似の幼児施設 1園    地方裁量型認定こども園 1園

基準日：平成25年4月1日



# 荒川区の地域子育て交流サロン・親子ふれあいひろば



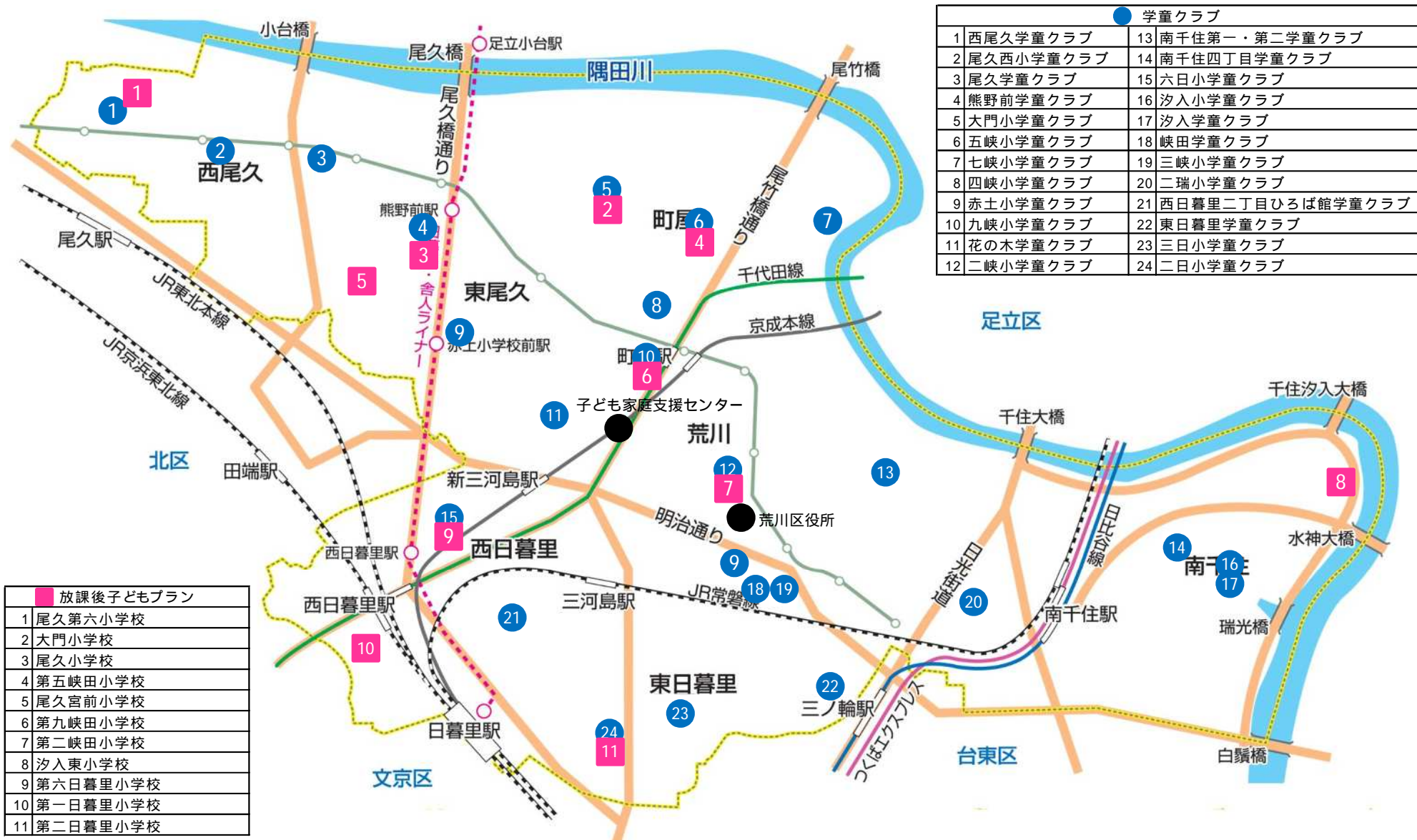
● 地域子育て交流サロン	■ 親子ふれあいひろば
1 小台橋保育園	1 西尾久ふれあい館
2 熊野前保育園	2 尾久ふれあい館
3 みんなの実家@まちや	3 荒木田ふれあい館
4 子ども家庭支援センター	4 熊野前ひろば館
5 南千住七丁目保育園	5 町屋ふれあい館
6 はなみずき保育園	6 荒川山吹ふれあい館
7 汐入おもちゃ図書館	7 花の木ひろば館
8 汐入こども園	8 南千住ふれあい館
9 ドン・ボスコ保育園	9 西日暮里ふれあい館
10 東日暮里保育園	10 峡田ふれあい館
11 荒川おもちゃ図書館	11 汐入ふれあい館
12 南千住駅前保育所	12 南千住駅前ふれあい館
	13 西日暮里二丁目ひろば館
	14 石浜ふれあい館
	15 タヤけこやけふれあい館
	16 東日暮里ふれあい館

地域子育て交流サロン 12カ所

親子ふれあいひろば 16カ所

基準日：平成25年4月1日

# 荒川区の学童クラブ・放課後子どもプラン



● 学童クラブ	
1 西尾久学童クラブ	13 南千住第一・第二学童クラブ
2 尾久西小学童クラブ	14 南千住四丁目学童クラブ
3 尾久学童クラブ	15 六日小学童クラブ
4 熊野前学童クラブ	16 汐入小学童クラブ
5 大門小学童クラブ	17 汐入学童クラブ
6 五峡小学童クラブ	18 峡田学童クラブ
7 七峡小学童クラブ	19 三峡小学童クラブ
8 四峡小学童クラブ	20 二瑞小学童クラブ
9 赤土小学童クラブ	21 西日暮里二丁目ひろば学童クラブ
10 九峡小学童クラブ	22 東日暮里学童クラブ
11 花の木学童クラブ	23 三日小学童クラブ
12 二峡小学童クラブ	24 二日小学童クラブ

■ 放課後子どもプラン	
1 尾久第六小学校	
2 大門小学校	
3 尾久小学校	
4 第五峡田小学校	
5 尾久宮前小学校	
6 第九峡田小学校	
7 第二峡田小学校	
8 汐入東小学校	
9 第六日暮里小学校	
10 第一日暮里小学校	
11 第二日暮里小学校	

学童クラブ 25カ所 放課後子どもプラン 11校

基準日：平成25年4月1日

# 荒川区次世代育成支援行動計画について

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「荒川区次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22～26年度）を策定計画は、年1回実施状況の公表が義務付けられており、その際、評価・検討することが求められている。これまで区では、荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会を設置し、評価・検討を行ってきた。今般、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、荒川区子ども・子育て会議を設置したことにより、上記委員会を廃止し、今後は、実施状況の公表のみを行うこととする。（24年度までの実施状況等については、参考資料参照）

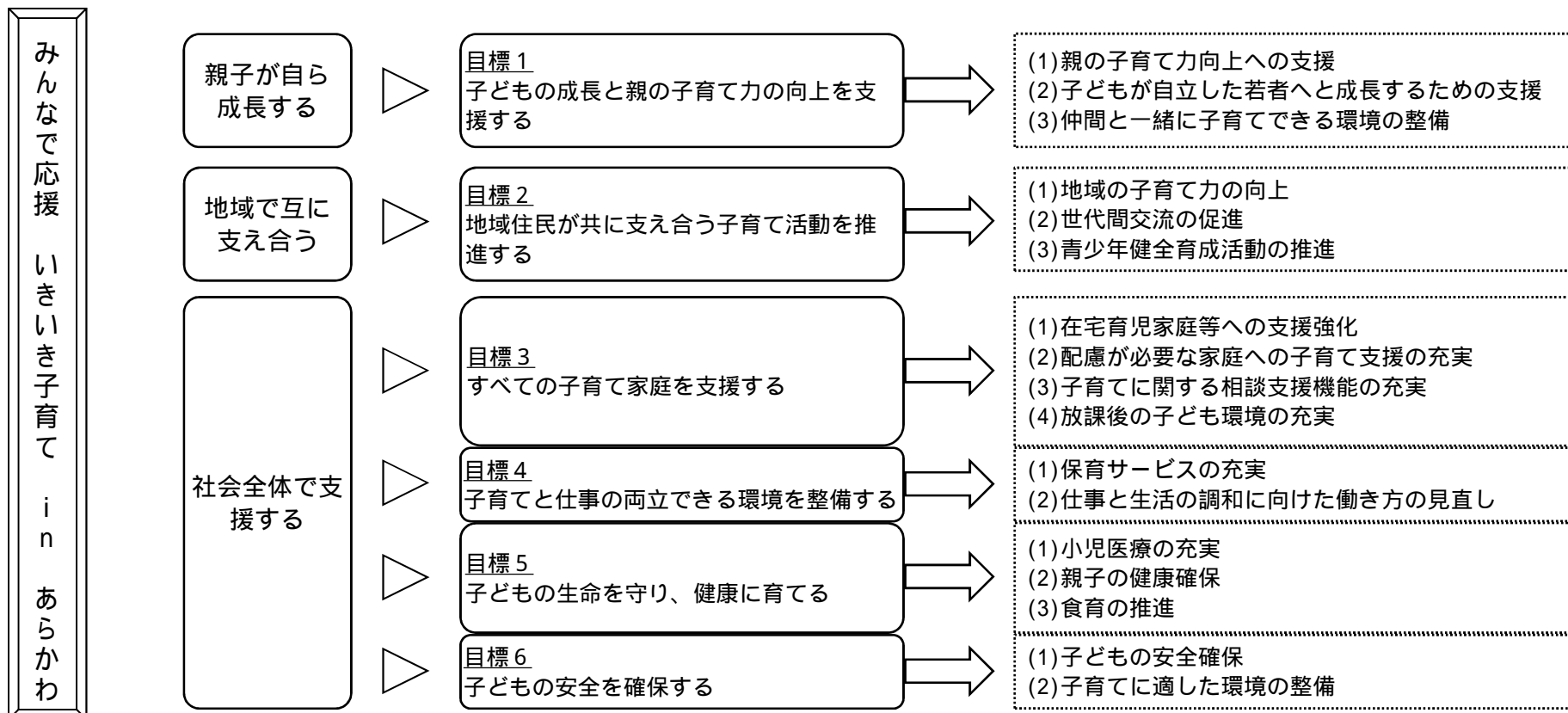
## 荒川区次世代育成支援行動計画の施策体系

基本理念

3つの要素

6つの目標

取組の方向性



## 荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のための ニーズ調査の概要について

荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のため、「教育・保育施設」「地域型保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を把握するため、下記のとおりニーズ調査を実施しております。

### ニーズ調査の概要

1 件 名	荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査委託	
2 調査対象	荒川区在住の未就学児童 2,100 名 荒川区在住の小学 1 年生から 3 年生までの児童 900 名 回答者は当該児童の保護者	
3 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	
4 調査方法	郵送送付・郵送回収 希望者は電子申請による回答も可	
5 調査期間	平成 25 年 10 月 21 日から 11 月 11 日まで	
6 報 告 書	中間報告書	平成 25 年 12 月末日まで
	最終報告書	平成 26 年 3 月末日まで
7 調査項目	未就学児童用	34 問（小問含め計 85 問）
	就学児童用	27 問（小問含め計 45 問）
8 回 収 率	未就学児童用	59.14%
	就学児童用	60.78%
	合計	59.63%（平成 25 年 12 月 5 日現在）



## ニーズ調査における質問項目について

### 未就学児用

家族の状況について  
子どもの育ちをめぐる環境について  
保護者の就労状況について  
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について  
地域の子育て支援事業の利用状況について  
土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について  
病気やけがの際の対応について  
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について  
小学校就学後の放課後の過ごし方について  
育児休業など職場の両立支援制度の利用について  
区の子育て環境や支援への満足度と自由意見

### 就学児用

家族の状況について  
子どもの育ちをめぐる環境について  
保護者の就労状況について  
放課後の過ごし方について  
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について  
子どもの生活状況について  
区の子育て環境や支援への満足度と自由意見